



2023年6月22日

各 位

会 社 名 株式会社ムロコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 室 雅文
(コード番号：7264 東証スタンダード市場)
問合せ先
役職・氏名 執行役員管理本部長 山口 誉
電 話 028-667-7122

第66期定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項の一部訂正について

2023年6月1日付で東京証券取引所（東証）のウェブサイトおよび当社ウェブサイトに掲載いたしました「第66期定時株主総会招集ご通知」について、有価証券報告書の作成過程におきまして「外貨建取引等会計処理基準」等に係る会計処理にて誤謬が判明しましたので、お詫び申しあげますとともに連結計算書類及びこれに伴う事業報告を下記の通り訂正させていただきます。

また、会計監査人である有限責任監査法人トーマツ及び監査等委員会の監査報告につきましても、改めて提出を受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツからは無限定適正意見を取得し、監査等委員会も相当であるとの監査結果をいただいております。

※ 訂正箇所は下線を付しております。

記

貸借対照表

(訂正前)

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,637,465	流動負債	6,067,508
現金及び預金	5,206,147	支払手形	42,913
受取手形	27,304	電子記録債権	2,802,575
電子記録債権	1,725,810	買掛金	1,014,433
売掛金	2,822,946	短期借入金	660,000
有価証券	416,819	未払金	518,573
商品	3,219	未払費用	313,598
製品	542,251	未払法人税等	50,042
仕掛品	274,080	賞与引当金	456,219
原材料及び貯蔵品	286,784	役員賞与引当金	49,240
前払費用	43,559	その他の	159,912
立替金	50,929	固定負債	270,076
その他の	237,612	繰延税金負債	37,174
固定資産	12,707,308	退職給付引当金	101,512
有形固定資産	4,438,885	資産除去債務	59,786
建物	1,524,782	その他の	71,602
構築物	87,539		
機械及び装置	1,666,570	負債合計	6,337,585
車両及び運搬具	1,602	(純資産の部)	
工具器具及び備品	199,710	株主資本	17,494,891
土地	804,094	資本金	1,095,260
リース資産	41,694	資本剰余金	904,125
建設仮勘定	112,891	資本準備金	895,150
無形固定資産	74,291	その他資本剰余金	8,974
施設利用権	228	利益剰余金	15,890,977
ソフトウェア	69,000	利益準備金	224,312
その他の	5,063	その他利益剰余金	15,666,665
投資その他の資産	8,194,131	固定資産圧縮積立金	480
投資有価証券	1,849,279	別途積立金	5,008,000
関係会社株式	3,555,156	繰越利益剰余金	10,658,184
長期貸付金	1,635,447	自己株式	△395,472
長期前払費用	133	評価・換算差額等	512,296
前払年金費用	185,300	その他有価証券評価差額金	512,296
保険積立金	933,807		
その他の	39,287	純資産合計	18,007,188
貸倒引当金	△4,280	負債純資産合計	24,344,773
資産合計	24,344,773		

(訂正後)

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,637,465	流動負債	6,067,508
現金及び預金	5,206,147	支払手形	42,913
受取手形	27,304	電子記録債権	2,802,575
電子記録債権	1,725,810	買掛金	1,014,433
売掛金	2,822,946	短期借入金	660,000
有価証券	416,819	未払金	518,573
商物品	3,219	未払費用	313,598
製品	542,251	未払法人税等	50,042
仕掛品	274,080	賞与引当金	456,219
原材料及び貯蔵品	286,784	役員賞与引当金	49,240
前払費用	43,559	その他の	159,912
立替金	50,929	固定負債	270,076
その他の	237,612	繰延税金負債	37,174
固定資産	12,863,603	退職給付引当金	101,512
有形固定資産	4,438,885	資産除去債務	59,786
建物	1,524,782	その他の	71,602
構築物	87,539		
機械及び装置	1,666,570	負債合計	6,337,585
車両及び運搬具	1,602	(純資産の部)	
工具器具及び備品	199,710	株主資本	17,651,186
土地	804,094	資本金	1,095,260
リース資産	41,694	資本剰余金	904,125
建設仮勘定	112,891	資本準備金	895,150
無形固定資産	74,291	その他資本剰余金	8,974
施設利用権	228	利益剰余金	16,047,272
ソフトウェア	69,000	利益準備金	224,312
その他の	5,063	その他利益剰余金	15,822,960
投資その他の資産	8,350,426	固定資産圧縮積立金	480
投資有価証券	1,849,279	別途積立金	5,008,000
関係会社株式	3,711,451	繰越利益剰余金	10,814,479
長期貸付金	1,635,447	自己株式	△395,472
長期前払費用	133	評価・換算差額等	512,296
前払年金費用	185,300	その他有価証券評価差額金	512,296
保険積立金	933,807		
その他の	39,287	純資産合計	18,163,483
貸倒引当金	△4,280	負債純資産合計	24,501,068
資産合計	24,501,068		

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から)
 (2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,694,329
売 上 原 価		13,964,024
売 上 総 利 益		2,730,305
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,064,877
営 業 利 益		665,427
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31,205	
受 取 配 当 金	48,145	
為 替 差 益	253,207	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ 一	102,424	
太 陽 光 電 収 入	11,787	
補 助 金 収 入	6,445	
そ の 他	88,224	541,439
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,846	
減 価 償 却 費	3,955	
そ の 他	547	7,349
経 常 利 益		1,199,517
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14	14
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,143	
有 価 証 券 償 還 損	2,453	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,236	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	660,144	665,977
税 引 前 当 期 純 利 益		<u>533,555</u>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	318,508	
法 人 税 等 調 整 額	47,694	366,203
当 期 純 利 益		<u>167,352</u>

(訂正後)

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,694,329
売上原価		13,964,024
売上総利益		2,730,305
販売費及び一般管理費		2,064,877
営業利益		665,427
営業外収益		
受取利息	31,205	
受取配当金	48,145	
為替差益	253,207	
受取ロイヤリティ	102,424	
太陽光発電収入	11,787	
補助金の収入	6,445	
その他	88,224	541,439
営業外費用		
支払利息	2,846	
減価償却費	3,955	
その他	547	7,349
経常利益		1,199,517
特別利益		
固定資産売却益	14	14
特別損失		
固定資産除却損	2,143	
有価証券償還損	2,453	
投資有価証券評価損	1,236	
関係会社株式評価損	503,849	509,682
税引前当期純利益		689,850
法人税、住民税及び事業税	318,508	
法人税等調整額	47,694	366,203
当期純利益		323,647

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						
					固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
2022年4月1日残高	1,095,260	895,150	8,974	904,125	224,312	611	5,008,000	10,756,555	15,989,479	△395,383	17,593,482	
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△130		130	—		—	
剰余金の配当								△265,854	△265,854		△265,854	
当期純利益								167,352	167,352		167,352	
自己株式の取得										△89	△89	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△130	—	△98,371	△98,501	△89	△98,590	
2023年3月31日残高	1,095,260	895,150	8,974	904,125	224,312	480	5,008,000	10,658,184	15,890,977	△395,472	17,494,891	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日残高	485,194	485,194	18,078,676
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△265,854
当期純利益			167,352
自己株式の取得			△89
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	27,102	27,102	27,102
事業年度中の変動額合計	27,102	27,102	△71,488
2023年3月31日残高	512,296	512,296	18,007,188

(訂正後)

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										株主資本計 合
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益 剰余 金計	
					固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金				
2022年4月1日残高	1,095,260	895,150	8,974	904,125	224,312	611	5,008,000	10,756,555	15,989,479	△395,383	17,593,482
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△130		130	—		—
剰余金の配当								△265,854	△265,854		△265,854
当期純利益								323,647	323,647		323,647
自己株式の取得										△89	△89
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△130	—	57,923	57,793	△89	57,704
2023年3月31日残高	1,095,260	895,150	8,974	904,125	224,312	480	5,008,000	10,814,479	16,047,272	△395,472	17,651,186

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日残高	485,194	485,194	18,078,676
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△265,854
当期純利益			323,647
自己株式の取得			△89
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	27,102	27,102	27,102
事業年度中の変動額合計	27,102	27,102	84,806
2023年3月31日残高	512,296	512,296	18,163,483

(個別注記表)

7. 税効果会計に関する注記

(訂正前)

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,509千円
賞与引当金	138,736
役員賞与引当金	14,973
棚卸資産評価損	6,872
未払社会保険料	21,157
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,301
退職給付引当金	30,869
役員退職慰労引当金	9,471
資産除去債務	18,181
会員権評価損	2,576
投資有価証券評価損	10,299
減損損失	21,898
海外子会社みなし配当相当額	18,321
減価償却超過額	6,902
関係会社株式評価損	<u>200,749</u>
その他	684
繰延税金資産小計	<u>510,507</u>
評価性引当額	<u>△258,448</u>
繰延税金資産合計	252,058
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△210
その他有価証券評価差額金	△220,311
前払年金費用	△56,349
資産除去費用	△12,228
未収還付事業税	△133
繰延税金負債合計	<u>△289,233</u>
繰延税金負債の純額	<u>△37,174</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
住民税均等割	<u>2.0</u>
受取配当金の益金不算入額	<u>△0.4</u>
海外子会社受取配当金の益金不算入額	<u>△0.8</u>
交際費の損金不算入額	<u>0.3</u>
法人税の特別控除額	<u>△3.4</u>
地方税の特別控除額	△0.3
評価性引当の増減	<u>37.4</u>
過年度修正申告による納付税額	<u>3.8</u>
その他	<u>△0.4</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>68.6%</u>

(訂正後)

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,509千円
賞与引当金	138,736
役員賞与引当金	14,973
棚卸資産評価損	6,872
未払社会保険料	21,157
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,301
退職給付引当金	30,869
役員退職慰労引当金	9,471
資産除去債務	18,181
会員権評価損	2,576
投資有価証券評価損	10,299
減損損失	21,898
海外子会社みなし配当相当額	18,321
減価償却超過額	6,902
関係会社株式評価損	<u>153,220</u>
その他	684
繰延税金資産小計	<u>462,978</u>
評価性引当額	<u>△210,919</u>
繰延税金資産合計	252,058
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△210
その他有価証券評価差額金	△220,311
前払年金費用	△56,349
資産除去費用	△12,228
未収還付事業税	△133
繰延税金負債合計	<u>△289,233</u>
繰延税金負債の純額	<u>△37,174</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
住民税均等割	<u>1.5</u>
受取配当金の益金不算入額	<u>△0.3</u>
海外子会社受取配当金の益金不算入額	<u>△0.6</u>
交際費の損金不算入額	<u>0.2</u>
法人税の特別控除額	<u>△2.6</u>
地方税の特別控除額	<u>△0.3</u>
評価性引当の増減	<u>22.1</u>
過年度修正申告による納付税額	<u>2.9</u>
その他	<u>△0.3</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>53.1%</u>

第66期定時株主総会招集ご通知 46ページ

(個別注記表)

10. 1株当たり情報に関する注記

(訂正前)

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,980円30銭

(2) 1株当たり当期純利益

27円69銭

(訂正後)

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,006円17銭

(2) 1株当たり当期純利益

53円56銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月21日

株式会社 ムロコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 中 康 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 淳 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ムロコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムロコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月21日

株式会社 ムロコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 中 康 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 淳 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ムロコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

2023年6月22日

株式会社 ムロコーポレーション
代表取締役社長 室 雅文 殿

株式会社ムロコーポレーション監査等委員会
常勤監査等委員 松 嶋 則 之 ㊞
監査等委員 間 中 和 男 ㊞
監査等委員 藤 原 秀 之 ㊞
監査等委員 多 田 智 子 ㊞

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を内部監査部門及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査等委員 間中和男氏、藤原秀之氏及び多田智子氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上